

令和 3 年 度

社会教育主事講習実施要項

三 重 大 学

# 令和3年度三重大学社会教育主事講習実施要項

## 1. 講習の目的

この講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

なお、講習修了者は「社会教育士」と称することができる。

## 2. 主催及び実施期間

- (1) 主 催：文部科学省
- (2) 実施機関：国立大学法人 三重大学

## 3. 実施期間：令和3年7月26日（月）～令和3年8月20日（金）

## 4. 実施場所

○三重大学教育学部専門校舎1号館  
三重県津市栗真町屋町1577  
電話：059-231-9348

○三重県総合文化センター生涯学習棟2階  
三重県津市一身田上津部田1234  
生涯学習センター まなびラボ  
電話（代表）：059-233-1111

## 5. 受講者の範囲及び受講資格

- (1) 受講者の範囲  
三重県、愛知県、岐阜県、静岡県に在住又は勤務している者
- (2) 受講資格  
社会教育主事講習等規程第2条に該当する者（別表1参照）

## 6. 受講予定者数：約40名

## 7. 受講申込書類及び提出期限等

- (1) 受講申込書類
  - ア. 受講申込書（別紙様式1）
  - イ. 受講承認書（別紙様式2）
  - ウ. 受講資格を証明する書類等（別表1による必要書類）
  - エ. 社会教育主事講習単位修得認定申請書（別紙様式4）  
（既修得単位認定を希望する者のみ提出。）
  - オ. 返信用封筒  
（角形2号の封筒に住所、氏名を記入の上、140円の郵便切手を貼付する。）

## (2) 提出期限等

令和3年6月18日(金)までに住所地又は勤務地の県教育委員会へ提出する。  
各県教育委員会は、提出された受講申込書類について受講資格の有無を調査し、資格があると認めた者について、受講申込者名簿を添えて令和3年6月23日(水)までに下記書類送付先に当該書類を一括して送付する。

書類送付先：〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577  
三重大学教育学部チーム 社会教育主事講習運営委員会事務担当

## 8. 受講者の選定

- (1) 三重大学は、三重大学社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて、受講者を選定する。
- (2) 受講許可通知書は、令和3年7月上旬頃に本人宛へ発送するとともに各県教育委員会へ許可者名簿を送付する。

## 9. 講習実施内容

社会教育主事講習等規程第3条の規定による4科目8単位とする。

## 10. 講習日程(科目, 単位数及び講師等)

別表2-1及び2-2のとおりとする。  
なお、日程については今後変動する場合もある。

## 11. 講習受講環境

講習において、Web会議システムを用いたオンラインによる講義を行うため、受講者各自で以下の受講環境を準備することとする。

### (1) ハードウェアについて

項番	項目	内容(用途・要件等)
1	パソコン	<ul style="list-style-type: none"><li>・オンラインストレージサービスにアクセスできること。 ※自治体等の勤務先のパソコンを用いる場合、外部のオンラインストレージサービスへのアクセスが制限されている場合がある。</li><li>・オンライン講義に参加(視聴)するにあたり、インターネットに常時継続・安定して接続できること。 例)Web会議システムアプリケーション(Zoom)や動画の映像及び音声途切れることなく出力されること。</li></ul>
2	Webカメラ・マイク	オンライン講義における質疑応答や出欠確認等に必要。

## (2) ソフトウェアのインストールについて

項番	項目	用途・要件等
1	Web会議システムアプリケーション (Zoom)	双方向性のあるオンライン講義を受講するために必要。
2	Microsoft Office	レポートの作成等に必要。
3	Adobe Acrobat Reader	講義資料の閲覧等に必要。

## (3) メールについて

講習に関する連絡や講義資料などをメールにて送付することがあるため、上記(1)(2)の要件を満たすパソコンで常時確認可能なメールアドレスを、受講申込書(別紙様式1)のE-mail欄に記入のうえ、提出すること。

### 1.2. 既修得単位等の認定

- (1) 既修得単位の認定は、社会教育主事講習等規程第7条第2項及び第3項の規定による大学における科目の既履修単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者に対して行う。
- (2) 既修得単位の認定を希望する者は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」(別紙様式4)に成績証明書及び申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き等を添えて、願い出るものとする。
- (3) 認定の対象となる単位は、講習の開講科目と対応する授業科目について修得した単位であるが、その対象関係については、科目名の一致、不一致だけでは判断できないので、申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き等の参照、大学等への問い合わせ、本学の該当科目の担当教員から意見の聴取を経て決定する。
- (4) 既取得単位として認定する授業科目及び単位数は、生涯学習概論(2単位)及び社会教育演習(2単位)の2科目とする。
- (5) 既修得単位として認定した場合は、「社会教育主事講習単位修得認定書」を交付する。

### 1.3. 単位修得認定及び修了証書

三重大学長は、社会教育主事講習等規程第3条に定めるところに従い、8単位を修得した者に対し、「社会教育主事講習修了証書」を授与する。

### 1.4. 講習の運営

講習の円滑な実施を図るため運営委員会を置く。

三重大学は、受講者の選定その他講習運営上、重要な事項の決定については、運営委員会と協議のうえ行う。

### 1.5. 受講者の受講に要する経費

- (1) 受講に要する経費(例:交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要する端末や接続に関する費用等)は、受講者負担とする。また、講習が延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について本学は負担しない。
- (2) 受講に要する補助経費として、一人当たり6,000円を徴収する。

## 16. その他

- (1) 宿泊が必要な場合は、各自で手配すること。
- (2) 受講についての参集日時、注意事項及び会場案内図等は、受講許可書郵送時、同封する。
- (3) 大学構内は駐車場が少ないため、公共交通機関を利用すること。
- (4) 講習中及びその準備期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う場合がある。
- (5) 提出された書類等に記載された個人情報、令和3年度三重大学社会教育主事講習の実施に関する業務及び都道府県等教育委員会での履修認定等に必要と認める場合に限り利用する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては講習日程の変更や中止となる場合がある。

令和3年度社会教育主事講習運営委員会事務局

〒514-8507

三重県津市栗真町屋町1577

三重大学教育学部チーム総務担当

TEL : 059-231-9348

FAX : 059-231-9352

E-mail : edu-somu@ab.mie-u.ac.jp